

入所申し込みから入所決定までの流れ

入所の対象者

原則要介護度3～5と認定されている方で、常時介護を必要とし、在宅での介護が困難の方

入所申込方法

入所申込書へ記入後、できるだけ入所希望者のご家族が直接施設へご持参下さい。

入所優先度評価

入所ガイドライン(入所に係る指針)に基づいて、入所判定委員会にて入所の優先度の高い方から優先して入所順位が決定します。入所待機中に、要介護度や申込内容の変更がございましたら、担当者までご連絡ください。また、定期的に施設より現状を確認させていただきますのでご協力願います。

調査・入所判定委員会

入所順位の基に生活相談員及び介護支援専門員がご本人の調査を行い、その調査を基に入所判定委員会の合議で正式の入所順位が決定されます。ただし、あくまでも入所順位の目安であり、優先順位は随時更新を行ないます。

入所申込者への連絡・意志確認

施設に空床が生じた場合、本人若しくは、申込者へ入所の意志確認をします。

入所・契約・届け出等

関係各所に入所の調整・入所日の決定・市町村の届け出・関係書類の変更・契約となります。